

(写)

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 7 月 2 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 2 7 号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市手数料条例（平成 1 2 年龍ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の免除） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) } 省 略 (3) <u>(4)</u> } 省 略 <u>(5)</u> <u>(6)</u>	（手数料の免除） 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) } 省 略 (3) <u>(4) 事業所所在地証明書の申請で、軽自動車等の登録に係る証明書の</u> <u>申請をしたとき。</u> <u>(5)</u> } 省 略 <u>(6)</u> <u>(7)</u>

付 則
この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。